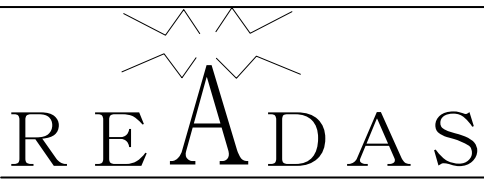


第 5805 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 9月28日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 役員にかける生命保険料の取扱い

Q：当社では、役員を被保険者とする養老保険に加入することを検討しています。保険料の取扱いはどうなりますか？

A：契約形態によって違いますので注意してください。

【解説】

会社が役員又は特定の使用人を被保険者とする生命保険に加入する場合は、契約形態及び保険の種類によって保険料の処理が異なりますので、十分注意が必要です。

【養老保険の場合】

養老保険とは、貯蓄性の高い生命保険で、満期保険金がある保険ですが、養老保険の保険料は、次のような取扱いになります。

① 契約者=会社、被保険者=役員、受取人=役員又は役員の遺族の場合

会社が支払う保険料は、役員に対する給与となります。

② 契約者・受取人=会社、被保険者=役員の場合

会社が支払う保険料は、資産計上することになります。

③ 契約者=会社、被保険者=役員、満期保険金受取人=会社、死亡保険金受取人=役員の遺族の場合

会社が支払う保険料のうち、2分の1は資産に計上し、残りの2分の1はその役員に対する給与となります。通常の給与と合算して過大給与となればその分は損金の額に算入されません。

